移動等円滑化取組報告書(鉄道車両)

(令和6年度)

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

事業者名 横浜市交通局 代表者名 横浜市交通事業管理者 三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1)移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
研修の実施		バリアフリーに関する研修 を計画通り実施した。		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助及び啓発の 実施		必要に応じて介助を行うと ともに当初の計画通り「声 かけ・サポート」運動強化 キャンペーンに参加した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・新車導入において、車内案内表示装置にLCD表示器を 採用し、次駅案内のほか駅施設情報や運行情報等をお客様 にお伝えできるようにする。LEDスクロール式表示器を 搭載している車両との置き換えを進めていく。	令和6年度は新車導入を 行っていないことから、 LCD表示器を導入した車両 はない。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
教育訓練の実施	サービス介助士を講師とした教育訓練を、駅係員を対象に実施する。	駅係員に対して、計画通り 研修を実施した。		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
仏報及い啓発活 動の宝描	国が実施するキャンペーンに参加するとともに、他事業者と連携しながら、駅構内のポスター掲出や放送等を通じて利用者への広報・啓発を図る。	

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
	報告書の公表方法
	交通局ホームページで公表
(4)	その他

鉄道の種類		公共交通移動 等円滑化基準 省令に適合し た編成数			便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数		車両間転落防 止設備のある 編成数
普通鉄道(その他) 〈1・3号線ブルーライン〉	37編成 (222両)	37編成 (222両)	37編成	編成	編成	37編成	編成
普通鉄道(その他) 〈4 号線グリーンライン〉	17編成 (88両)	17編成 (88両)	17編成			17編成	
(合 計)	54編成 (310両)	54編成 (310両)	編成	編成	編成	編成	編成

Ш	高齢者、	暗宝老笠の	移動笠の田滑ル	の促進に関する	る法律施行規則第6	3 冬の 9	で完める更佳	出た関する事項
Ш	同州7月、) X V/ / /		ナ(こ 美 9 ~)

(1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内 軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
 - 2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項(新幹線鉄道にあっては第2項)、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。